

亀山市告示第35号

亀山市成年後見制度利用支援事業実施要綱の一部を改正する告示を次のとおり定める。

令和3年3月11日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市成年後見制度利用支援事業実施要綱の一部を改正する告示

亀山市成年後見制度利用支援事業実施要綱（平成18年亀山市告示第99号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「状況等」の次に「（親族等から暴力を受け、保護する必要が生じている場合その他やむを得ない事情があると市長が認める場合を含む。」を加える。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。